

事務連絡  
令和4年10月24日

各	特別養護老人ホーム	}	施設長 様
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅		
	介護老人保健施設	}	管理者 様
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

### 高齢者施設（入所施設）職員等に対する抗原定性検査について

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。  
令和4年10月21日付け高第1776号「高齢者施設（入所施設）職員等に対するPCR検査について」でお知らせした、抗原定性検査キットの配付について、下記のとおり準備を進めています。

つきましては、検査キットが不要な場合は、10月28日（金）までに下記問い合わせ先のメールアドレスに報告をお願いします。報告がない施設には県が委託した業者（現在調整中）から直接検査キットが配送されます。

なお、検査の開始時期は、感染状況等に応じて県からお知らせします。配付された検査キットは、県から頻回検査開始のアナウンスがあるまで、施設で保管し、使用しないようお願いします。

また、事業の詳細が決定しましたら、改めて通知を送付しますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 配付対象

特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

※それ以外の施設への配付については、別途お知らせします。

#### 2 配付数量、時期

- ・週2回、3か月程度の検査に必要な数量を配付予定です。
- ・1回目の配付は11月上旬～11月中旬に、各施設一律1,000キットを配付します。
- ・2回目の配付は、後日、対象職員数を調査の上、必要数から1回目に配付した1,000キットを差し引いた数を送付する予定です。

#### 【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班  
野村 齋藤  
043-223-2342  
kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp